

## 宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ニホンジカ部会会議録

日時：令和7年8月18日（月）

午前10時から正午まで

場所：宮城県行政庁舎9階 第一会議室

### 〔議事資料〕

#### 議事（1） ニホンジカ管理事業実施計画

- ・令和6年度ニホンジカ管理事業実績報告書（県実施分）
- ・令和8年度ニホンジカ管理事業実施計画書（県実施分）（案）
- ・令和6年度ニホンジカ管理事業実績報告書（市町村実施分）
- ・令和7年度ニホンジカ管理事業実施計画書（市町村実施分）

#### 議事（2） 指定管理鳥獣捕獲等事業（ニホンジカ）令和6年度評価報告書（基本評価シート）（案）及び令和7年度実施計画書（案）

### 〔参考資料〕

#### 資料1 ニホンジカに関する各種データ

1 事務局：（配付資料の確認、議事以降の写真撮影・録画録音禁止の説明、部会委員の紹介を行った）

#### 2 挨拶（砂金課長より挨拶を行った）

本日は、皆様にはお忙しい中、また暑い中、御出席いただき感謝申し上げます。また、この度は引き続き委員にご就任いただき重ねて感謝する。

さて、本県では、地域個体群が著しく増加し、人との軋轢を生じているニホンザル、イノシシ、ニホンジカ及びツキノワグマの4つの獣種に関して第二種特定鳥獣管理計画を策定し、人との共生が保たれる生息状況を目指して、管理事業を実施している。ニホンジカについては、生息数の増加には歯止めが掛かりつつあるものの、生息域が県沿岸北部から県内陸部へと拡大しつつあることから、今後、人とのあつれきや森林生態系への影響が増大することが懸念されている。

県といたしましては、第三期宮城県ニホンジカ管理計画に基づき、生息状況の調査、被害対策及び個体数の管理などを行い、今後も農林業被害等の軽減と適正な個体数管理が図られるよう努めてまいりたい。

本日はニホンジカの管理計画にかかる令和6年度事業の実績と令和8年度事業の計画、及び指定管理鳥獣事業の令和6年度評価と令和7年度実施計画についてご審議いただきたいと考えている。

限られた時間ではありますが、よろしく願います。

### 3 開会(土屋部会長より挨拶、開会宣言を行った)

本日はニホンジカの令和6年度の保護管理の報告、令和7年度、令和8年度の保護管理計画についてご審議いただく。シカの被害対策で最も重要なことは、シカの生息数を減らすこと。このためには、狩猟従事者の確保が重要。しかし、狩猟従事者の高齢化に伴い、狩猟圧の減少が緊急の課題となっている。専任の狩猟者の雇用が必要かもしれない。委員の貴重なご意見、ご提言をよろしく願います。それでは部会を開催したい。

事務局:(定足数の報告が行われ、委員10名中8名が出席しており、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例第4条第2項の規定により、本会議が有効に成立していることの報告が行われた。また、会議については原則公開であり、本会議についても特段の支障が無いことから公開で行うことを説明した。)

### 4 協議事項

#### (1) ニホンジカ管理事業の実績及び報告について

部会長:はじめに、議事1 ニホンジカ管理事業の実績及び計画について審議するので、事務局から説明願う。

事務局:(議事1について説明を行った)

部会長:ただいま事務局から説明があった議事1について、皆さんからご質問・ご意見があればいただきたい。

部会長:ベイズ法によって生息数を推定して捕獲数の元に計算されていると思うが、糞塊法の結果が報告されていないので、見てみたいがいかがか。

事務局:後日提供する。

大内委員:資料6-2の資料で誘引餌を解明する試験が実施されているが、どの程度の実績があったのか。その辺の試験途中の結果でも良いので教えていただきたい。

また、石巻で実施しているか。

玉田委員:県内、昨年は3箇所今年度からもう1箇所追加して4箇所を実施している。鉾塩、醤油付き・塩つき・何もつけてないヘイキューブの4種で試験している。東和町の試験地では多くのシカが確認されており、鉾塩への誘引が高いことが見えている。醤油付きのヘイキューブもそれなりに誘引している状況。ただ内陸部の方に行くと、シカの生息数自体が少ないので、まだ傾向が見えてこない状況があり、その辺をカメラで撮影しているが、今後データを整理していくことになる。

石巻は今年度から実施しているため、過去のデータはない。

部会長:ヘイキューブはどこ産か。

玉田 委員(林業技術総合センター):輸入物と聞いている。

部会長:輸入物で滅菌されているか。

玉田委員(林業技術総合センター):乾いている状態のものとなる。

部会長:乾いている状態では問題ないと思うが、ヘイキューブなどは寄生虫が感染してくることがあります。滅菌処理されているかどうかというのは1つ見極めだと思う。誘引する時にしっかり検討された方がよい。

玉田委員:ご指導感謝する。検討させていただく。

相澤委員:柵の設置が記載されているが、この柵を設置した効果の検証も今後行っていただきたい。実際現場を見ると、穴が開いていたり、積雪などにより潰れている箇所もある。実際に被害額が減っているということではあるが、所々入り込まれているようなところはかなり多くあり、維持管理にはかなりの労力がかかる。農林被害だけでなく、特にシカのロードキルや生態系の被害もあるので、農林業者だけで対策を全てやっていくのは無理がある。ぜひそのあたりもご検討いただきたい。

事務局:検討する。

南委員:捕獲事業に係る補助と狩猟に対する補助の額について質問します。0歳の仔鹿を捕獲した時の額と成獣を捕獲した時の額は、5,000円で同じですか。個人的には、同額にすることが望ましいと思います。イノシシは冬を越せずに死んでゆく可能性が高いですが、ニホンジカの場合は、近年は積雪がかなり減っていて、0歳はほとんどの個体が冬越しをしてしまうと思われます。冬を越すと1歳で交尾する個体もいます。そのため、0歳であろうが成獣であろうが、早目に駆除した方がよい。そのため、補助額に差をつけない方がよいと考えます。ハンターと話すと、「仔鹿を取ってもあんまり加算されない」と聞くので、補助額の差に懸念があります。シカを増やさないということを考えると、0歳の個体を駆除するというのは非常に重要なことなので、やはり同じ額、5,000円を出すべきだと思います。実態について、教えてください。

事務局:狩猟捕獲については1頭あたり5,000円で差をつけていない。

事務局(農産漁村なりわい課):農水省の方の事業になると、ニホンジカの捕獲に対して支払いしている単価は、成獣が1頭8,000円で、幼獣が1頭1,000円という形になっている。さらに、各市町村でさらに上乗せされている市町村などもあると聞いている。今、市町村ごとの上乗せのデータは手元にないが、市町村でもこれ以外に上乗せしている市町村もあるとは聞いている。

南委員:弾の値段が高くなっており、1,000円より高いと聞きます。0歳の個体の補助額が1,000円というのでは、基準そのものがおかしいと思います。イノシシと異なり、繁殖についての価値はシカの場合は0歳と成獣の差はないと思います。狩猟者が「0歳だったら取るのをやめようか」となるのは困ります。やはり1,000円ではなく、もうちょっと上乗せをしてもらって、0歳も含めて取るようなインセンティブが働くようにしないといけないと思います。シカは宮城県だと10年ぐらいは出産を続けると思います。そうすると0歳の個体は繁殖に関しては成獣よりも大きい価値があります。成獣のシカは出産可能な年齢を加味すると0歳より価値が下がります。そうすると0歳をより積極的に取るようなインセンティブをかけた方が良いのではないのでしょうか。ハンターに聞くと、0歳の場合、使った弾の値段が補助額を軽く超えるそうです。「それだったら撃たないよ」ということも聞いたことがあります。検討が必要だと思います。

次に、事業間で、補助金額が異なることがあるようです。例えば、1頭5,000円の事業と1頭8,000円の事業があると、高い方の事業で撃とうということになります。安い方の事業では捕獲努力が下がるということが起こらないでしょうか。異なる事業間で金額を統一することは難しいと思いますが、金額に差があることで捕獲努力が下がり、捕獲効率が下がることが心配です。

山形委員:南先生ご指摘の通り、4月から10月までの農水省の補助事業で行う有害駆除だが、幼獣については1頭1,000円で弾代にもならない。そういった中で4月から10月までの農水省の補助事業について実施しており、先ほど先生ご指摘の通り単価の高い11月から頑張らしようという雰囲気。そういった中で、減らしていくという話になった時に、農水省の予算と環境省の予算の差がありすぎて、そういったところでなかなか効果が出ていかないというところがある。先ほどご指摘の通り1発1,000円以上し、取るのがなかなか積極的にならない。

南委員:現場の話を伺うと、的も小さいということもあるかと思いますが、撃って何発も消費して赤字になるよりは、成獣を狙うということになると思います。なんとか、行政の方で補助金額を積み上げることができないかと思います。ぜひ0歳の捕獲に対する補助金も成獣と同じにさせていただけるように、いろいろな形でできないかをお願いしたいと思います。

事務局:先ほど説明した5,000円は、狩猟の上乗せで一律の補助金を出している。山形委員がおっしゃった11月からの捕獲は指定管理捕獲となり、8,000円と比べたら高い単価で、積算根拠の算出範囲の差があり、そこが課題感としてあるので、改めて検討させていただく。

南委員:3 ページの捕獲調査のところ、市町村に出猟カレンダーの提出の協力を呼びかける、となっている。内陸部で捕獲努力がどれくらいあるか把握しないと、本当に生息数が増えてきたのかが分からなくなるかなと思う。データを見るとわなで捕獲されているので、出猟の計算仕方は難しくないと思うので、わな何基をどのくらいの期間かけているかということ、できるだけ詳細に把握し続けていただきたい。捕獲努力量进行评估できるようなものを出していただけるよう、ぜひお願いしたい。

もう1件は、2 ページのロードキルについて、夕方に牡鹿半島を走ると、5、6回はシカと出会うが、バイクがすごく多く、かなりスピードでコーナーを曲がっていく。そのあたりの注意喚起を、もう少し色々なところでできないか。交通標識用の看板でも良いが、シカが飛び出すということについての周知をした方が良いかなと思う。特にバイクの場合は死亡事故になると思うので、そこを何か対策を打てないだろうかということをお願いしたい。

阿部委員:宮城県の土木事務所が管理している県道2号線になるのが、そちらでのロードキルの事故件数が、大体50件ぐらいと認識している。市としては、道路管理者である宮城県に、そのような注意喚起と言いますか、看板等の設置を強くお願いしたい。

三島委員:資料4 ページ「狩猟期間の延長、11月1日から3月31日まで」ということが計画されている。令和6年度において、狩猟期間の捕獲を延長したところで約半数を占めているという報告があった。東部地方振興事務所管内には東松島というところがあり、こちらは警戒区域で、最近そんなに数多くないが、やはり出没してきていて、それなりに交通事故や農作物の被害というところが心配だという話を聞く。特に今回の説明を聞くと、指定管理鳥獣の方では、警戒区域は今回事業区域に含まれないと、令和7年度の事業には入らないというような説明もあったので、捕獲圧を高めるということは、これも警戒区域とか除外せずに全体的に捕獲圧を高めてもいいのではないかと次期計画の際に、狩猟期間の延長を全地域にかける検討を進めていただきたい。

事務局:まず、農林被害が増加しているのであれば、まず有害捕獲を市町村に検討していただくのが優先度としては高いと考えている。また、狩猟期間を延長については、生息密度が低いところで狩猟をすることは、趣味でやっておられる方が、なかなか捕獲できない地域でやろうとは思わないのではないかと疑問がある。引き続き関係者の方々にお話を伺いながら検討させていただきたい。

相澤委員:最近全国的にマダニ感染症のニュースがよく出てくる。最近だと1ヶ月ぐらいの前に秋田県でもSFTSの感染者が出たと思うが、宮城県や近いところの情報はどんなものか教えていただきたい。SFTSは高齢者は致死率が高く、実際に狩猟に出られている方は高齢者の方が多いので、そういうリスク管理の周知などしていただければと思う。

事務局: マダニの感染症、西日本が中心というイメージであり、情報を十分に把握しておりませんでした。一方、秋田県で広がっているとすると、当然宮城県も可能性としては高いので、情報収集して必要に応じて対策を講じて参りたい。

部会長: マダニの SFTS に関して、既に宮城県の衛生試験所で調査が行われ、陽性反応が 2 匹だけ見つかったという報告が今から 4 年前にされている。ただ、人間の感染症は、今のところ西の方からずっと来ているが、今茨城県で止まっているということで、もうすぐ宮城の方にも上陸してくるということは十分に考えられる。高齢者の致死率が 50%なので、気をつけなければいけないと思う。愛媛県で教授と大学生が野外調査に入り、教授はアルコール消毒していたから噛まれなかったが、准教授と若い人が刺されたが、若い人はほとんど軽症で済んだのに対し、准教授は持病があったので少し重症化したという話がある。特に高齢者は非常に危ない感染症なので、十分に気をつけなければいけないと思う。

大内委員: 再造林をするにあたり、33%ぐらいの造林率で、6 割が植えられていない。どうしてもシカの多いところは、植える経費の中にシカの柵の経費が掛かる大きな負担となる。せっかく植えても、隣の木が倒れてきて、柵が崩壊し、そこからまたシカが入って全部食べられるということがあり、去年も植えた 3ha も 1 本倒木が発生しただけですが、全部食べられたというようなこともあった。また自力で植えるしかないということで支援もしていただければと思う。

もう一つは、猟友会の狩猟の免許について、市町村でも援助しながらやっていたが、現状特に狩猟者の育成などに県としても今後も援助して、狩猟者を増やすようなことを今進めているのか、それを事業として支援するような形を取っていただければなということで、現状はどうなのかということをお聞きしたい。

事務局: 2 点目のご質問の狩猟者の育成の部分については、委員ご指摘の通り、実際に各市町村で狩猟免許試験や実際に狩猟までかかる経費の補助などを実施していただいている。県としては、実際にその有害鳥獣の捕獲にかかる鳥獣対策の実施になっていただくような、そして社会貢献をしたいというご意向をお持ちの方を対象に、第一種狩猟免許を目指して、各種狩猟の技術を講習する、新人ハンターの養成講座というのを毎年実施させていただいている。加え、狩猟免許取得後も、実際にその現場での技術を培うために、新人ハンターのレベルアップで、実際に免許取得された後のフォローの形での人材育成の事業を実施させていただいている。加え、実際に県の猟友会の方に入ってもらって、実際にそういった先輩方について技術を磨いていただくと、有害鳥獣の捕獲に入ってもらっていただくということで、猟友会の会員になっていただくための諸経費の補助を実施させていただいている。そういった形で狩猟にかかる諸経費を市町村とも協力しながら助成させていただいている。現状、狩猟免許の取得者数自体は減少に若干歯止めがかかってきているが、わながメインになってきているところがあるので、銃猟の免許取得いただいて銃猟に入ってもらっていただくところの取り組みに

については、引き続き県としても取り組んでまいりたい。

猪内委員:防護柵の関係でやはり山に再造林する際に、特に石巻などで非常にシカが多いところでは、周りを囲んで防護するというのは、必ず必要だという状況になっている。やはり先ほど委員が言われた通り、周りの木から倒れて穴が開いたりして侵入が起きたりすることがあるので、定期的なメンテナンスは必要になってくる。その補修については、メンテナンスへの補助はできない状況である。そこについては、定期的にもまず点検をして、必要に応じて補修をしていただくことが不可欠になっているので、そこは所有者にお願いしてしっかりやっていただくという形を話していきたいと思う。

土屋 剛部会長:幼獣と成獣の区分はどうやって区分されているのか。現場の方、結構迷っている。0歳児の生育過程を見ているが、大体10月で頭打ちになる。あと妊娠だが、1歳児でも妊娠する個体で最長の個体は17歳というのが確認している。

事務局(農産漁村なりわい課):幼獣と成獣の区分について、今、はっきりと答えられる資料を持ち合わせていないので、確認してご回答させていただきたい。

それでは議事1をここで打ち切りたいと思います。続きまして議事2、指定管理鳥獣捕獲事業について審議いたします。事務局よりご説明よろしく申し上げます。

## **(2)議事の2の指定管理鳥獣捕獲等事業、令和6年度評価報告書、基本評価シート(案)及び令和7年度実施計画書(案)**

部会長:議事の2の指定管理鳥獣捕獲等事業、令和6年度評価報告書、基本評価シート(案)及び令和7年度実施計画書(案)について審議するので、事務局の方からご説明をお願いします。

事務局:(議事2について説明を行った)

部会長:ただいま事務局から説明があった議事2について、皆さんからご質問・ご意見があればいただきたい。

部会長:気仙沼地域というのは指定管理の方には入っていないのはなぜか。

事務局:猟友会支部の意向で指定管理ではなく市の有害捕獲でやっていきたいということで伺っている。

部会長:気仙沼地域の生息数が出てきて、1,900頭ぐらい生息していると算定しているが、1,200頭から1,400頭捕獲したとある。それなのに一向に減らないということは、このベイズ法で算出された数値というのは、現状と

はかけ離れた数値じゃないかと感じるがどうか。

事務局: 捕獲数を算定をしていたら、計算上マイナスになるような捕獲圧がかかっている。調査結果としてはやや減少しているように見受けられるという結果であるので、実態はどうか確認をしながら進めていきたい。

三島委員: 34 ページニホンジカ捕獲の図で加美町では一部区域で捕獲になっているが、曖昧な設定のされ方になっている。これで適正に管理できるのか。

事務局: 過去の資料を振り返ってみてもこの区域図の方で設定をしているという事実はある。委員ご指摘のとおり、修正できるのであれば対応していきたいと思う。

南委員: ツキノワグマの生息が確認された場所で、シカのわなにかかったとして、その時に見回りや回収に行く際に、静岡県ではヘルメットを着用するように指導されている。最近ツキノワグマがシカを食べるなど、やや肉食傾向というか、わなにかかっているクマが出ているのが各地で確認されているので、ハンターの方がその際にアタックされる可能性もある。義務化する必要はないと思うが、何か身を守っていただくというか、そういう対応をここにも書いた方が良いのではないかと考えている。

もう1つは、「くくり罠を設置する場合は誘引用の餌を使用しないこと」と書いてあるが、この項目はツキノワグマがいるところでもいないところでも、という理解で良いか。

事務局: くくり罠を設置する場合は誘引用の餌を使用しないことについて、事実関係を確認して、必要に応じて記述を調整したい。同じ生息場所での見回り装備についてニホンジカ管理計画等で、ツキノワグマの生息が確認されている地域などで、くくり罠を設置する場合に、捕獲率向上のために誘引用の餌を使用するとクマを誘引する恐れがあるため使用しないこと、という形で定めている。管理計画上の引用となるので、この規定の中に盛り込むのかどうか、総合的に勘案させていただきながら、より適切な形にさせていただきたい。

南委員: ツキノワグマの生息が確認された場合に限るのであれば、それを文言として入れた方が良いと思います。もし、ツキノワグマの生息に関わらず、わなを設置する場合は誘引の餌を使わないということであれば、なぜそうしなければならないかという理由を書いていた方が、意図が明確になって理解しやすくなると思います。

ツキノワグマとの生息との関係性を文言に入れて欲しいということ、もし全域が対象ならその理由が明確になるように書いていただいた方が良いのではないかとことです。よろしくお願いします。

部会長: その他にご意見ご質問ないか。それでは、議事2は終了したいと思います。事務局の方に戻したいと思います。

事務局:その他で委員の皆様から何かありますか。

部会長: 加美町、柴田町、蔵王町で捕獲されたシカの遺伝子を調べている。北の方は概ね五葉山系で、一部牡鹿半島由来もいる。南は半々となっている。予測としては栃木系が入り込んでくると思っていたがなかった。石巻の北上北区域で栃木のシカ1頭が遺伝学的に発見されており、原因は不明。ただ昔、河北町にシカ牧場があって、そこで牧場をやるために各地からいろんなシカが集められていた。シカ牧場でその一部が逃げ出して、まだ生息しているという可能性もゼロではない。南の進出区域は、ほぼ五葉山系と、牡鹿系が頑張って進出しているという状態。

事務局: はい、情報提供ありがとうございました。その他に何かございませんでしょうか。

阿部委員:今年度の農林水産省予算の有害活動予算が、要望額の6割程度に交付率が留まっている。今後どのように有害捕獲活動のお金を工面していくかということで、今色々頭を悩ませている。その点について、これは農水省の予算の関係にはなと思うが、財政的な部分でのご支援をなんとかお願いしたい。

事務局(農山漁村なりわい課):今年度の捕獲にかかる推進費の方については、石巻市が特別低いというわけではなくて、全体を通して同じような配分。その上で、今年度県の単独予算で補助しているものがあり、柵張りの整備費に充てている部分があり、入札差金が固まり次第、また各市町村の方に再配分をする予定。

事務局:それでは他にございませんでしょうか。それでは、以上をもちまして本日の宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ニホンジカ部会を終了する。委員の皆様、長時間にわたりご審議いただき大変ありがとうございました。